○農林水産省告示第六百六十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年四月十八日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　三重県津市美杉町八手俣字寺広一一九七の一、一一九八、一二一三から一二一五まで、一二一八から一二二一まで

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を三重県庁及び津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百六十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年四月十八日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　神奈川県足柄上郡山北町世附字大屋ノ沢九一九の八（次の図に示す部分に限る。）、九一九の九、字笹小屋九二六の六から九二六の八まで

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字大屋ノ沢九一九の八・九一九の九（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、字笹小屋九二六の六から九二六の八まで

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を神奈川県庁及び山北町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百六十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年四月十八日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　神奈川県足柄上郡山北町山市場字小畑山五〇五のイの一・五〇五のニ（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、五〇五のイの二、五〇五のロ

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を神奈川県庁及び山北町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百七十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年四月十八日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　香川県東かがわ市吉田字鹿庭二六の一、川股字川西一一二一の一、一一六四の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を香川県庁及び東かがわ市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百七十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年四月十八日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　香川県さぬき市寒川町石田東字越太尾甲三〇九八の二（次の図に示す部分に限る。）、甲三〇九八の一、甲三〇九八の三、甲三一〇四の一、甲三一一七から甲三一一九まで、甲三一二三の一、甲三一二四、甲三一二六の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を香川県庁及びさぬき市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百七十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年四月十八日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　香川県東かがわ市東山字友国八三五の二、小海字北谷一五一四の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を香川県庁及び東かがわ市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百七十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年四月十八日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　宮崎県宮崎市大字鏡洲字芳ノ元三一〇九の五、三一〇九の一七、三一〇九の二一、三一〇九の二七、字伯田四一一九の八八、四一一九の九七、四一二〇の一、四一二〇の三、四一二一の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字芳ノ元三一〇九の五・三一〇九の二一・三一〇九の二七・字伯田四一一九の八八・四一二〇の一（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県庁及び宮崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）